

千葉市芸術文化新人賞実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の芸術文化の向上及び発展を目的として、芸術文化活動を活発に展開し、新進気鋭で将来の活躍が期待される者に対して千葉市芸術文化新人賞（以下「新人賞」という。）を贈呈することについて必要な事項を定めるものとする。

(受賞候補者の資格)

第2条 新人賞を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する個人又は団体とする。

- (1) 音楽、演劇、舞踊、美術、文芸等の芸術文化の分野において活動を展開していること。
- (2) おおむね5年以上にわたる活動歴があること。
- (3) 本市出身、在住若しくは活動拠点を置くなど本市に縁のあること。

(表彰の区分)

第3条 表彰の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 新人賞 毎年1件以内とし、表彰状及び副賞を贈呈する。
- (2) 奨励賞 毎年4件以内とし、表彰状及び副賞を贈呈する。

(選考の基準)

第4条 新人賞は、第2条に規定する資格を備え、今後全国的な水準での活躍が見込め、本市の芸術文化の振興に寄与することを期待できる者に対し授与する。

2 奨励賞は、第2条に規定する資格を備え、その活動が奨励に値し、今後の活躍が見込め、本市の芸術文化の振興に寄与することを期待できる者に対し授与する。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者は、市長が千葉市芸術文化新人賞選考委員会の答申を経たうえで決定する。

(庶務)

第6条 新人賞に関する庶務は、市民局生活文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成14年7月26日から施行する。

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成22年11月1日から施行する。

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。